

令和8年5月24日執行

鴨川市議会議員一般選挙

選挙公営（公費負担）の手引き【別冊】

公費負担諸用紙の記載例

鴨川市選挙管理委員会

(1) 選挙運動用自動車

- ① 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合
(ハイヤー・タクシー)

第1号様式(第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 8年 5月 17日

鴨川市選挙管理委員会委員長 高橋 進 様

令和8年5月24日執行 鴨川市議会議員一般選挙

候補者氏名 鴨川 太郎

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約 年月日	契約の相手方の住所及び氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和8年5月10日	鴨川市横渚3番地 (株)海山タクシー (代)海山 太一	告示日から 7日間	451,500円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約 年月日	契約の相手方の住所及び氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の 借入れ					
運転手 の雇用					
燃料代					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和8年5月25日

令和8年5月24日執行 鴨川市議会議員一般選挙

候補者氏名 鴨川 太郎

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	一般乗用旅客自動車運送 1 事業者との運送契約による 場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の住所及び氏名 又は名称並びに法人にあつては その代表者の氏名	鴨川市横渚3番地 (株)海山タクシー (代)海山 太一		
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
袖ヶ浦 300 か 12-34	令和8年5月17日	64,500 円	
袖ヶ浦 300 か 12-34	令和8年5月18日	64,500 円	
袖ヶ浦 300 か 12-34	令和8年5月19日	64,500 円	
袖ヶ浦 300 か 12-34	令和8年5月20日	64,500 円	
袖ヶ浦 300 か 12-34	令和8年5月21日	64,500 円	
袖ヶ浦 300 か 12-34	令和8年5月22日	64,500 円	
袖ヶ浦 300 か 12-34	令和8年5月23日	64,500 円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 公費負担条例第4条(1)参照
 - (1)以外の場合 公費負担条例第4条(2)ア参照
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一つの契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、市に支払を請求することはできません。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、下記のとおり請求いたします。

令和 8 年 5 月 25 日

鴨川市長 様

住所及び氏名又は名称並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

鴨川市横渚3番地
株式会社海山タクシー
代表取締役 海山 太一 印

記

- 請求金額 451,500 円
- 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 令和 4 年 5 月 22 日執行 鴨川市議会議員一般選挙
- 候補者の氏名 鴨川 太郎
- 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	房総銀行	本・支店名	鴨川支店
金融機関コード	0111	支店コード	123
預金種別	普通	口座番号	4567890
ふりがな	か) うみやまたくしー		
口座名	(株)海山タクシー		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請 求 内 訳 書 (ハイヤー・タクシー方式)

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
令和8年5月 17 日	円 台 円 (64,500)×(1)=64,500	円 台 円 (64,500)×(1)=64,500	64,500 円	
令和8年5月 18 日	(64,500)×(1)=64,500	(64,500)×(1)=64,500	64,500 円	
令和8年5月 19 日	(64,500)×(1)=64,500	(64,500)×(1)=64,500	64,500 円	
令和8年5月 20 日	(64,500)×(1)=64,500	(64,500)×(1)=64,500	64,500 円	
令和8年5月 21 日	(64,500)×(1)=64,500	(64,500)×(1)=64,500	64,500 円	
令和8年5月 22 日	(64,500)×(1)=64,500	(64,500)×(1)=64,500	64,500 円	
令和8年5月 23 日	(64,500)×(1)=64,500	(64,500)×(1)=64,500	64,500 円	
計			451,500 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

- ② 一般乗用旅客自動車運送事業者以外（自動車の貸与者、
燃料の供給者及び運転手）との個別契約による場合

第1号様式(第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 8年 5月 17日

鴨川市選挙管理委員会委員長 高橋 進 様

令和8年5月24日執行 鴨川市議会議員一般選挙

候補者氏名 鴨川 太郎

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約 年月日	契約の相手方の住所及び氏名又は名称並びに 法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約 年月日	契約の相手方の住所及び氏名又は 名称並びに法人にあってはその 代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	令和8年 5月10日	鴨川市横渚 1111 番地 (有)鴨川レンタカー(代)海野浜一	告示日より 7日間	112,700 円	
運転手 の雇用	令和8年 5月10日	鴨川市横渚 1000 番地 只野 太郎	告示日より 7日間	87,500 円	
燃料代	令和8年 5月10日	鴨川市横渚 999 番地 東条石油(株) (代)東条好男	袖ヶ浦 300 か 12-34	53,900 円	175 円

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。
(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

下記の選挙運動用自動車燃料代につき、鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第1項第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和 8年 5月 17日

鴨川市選挙管理委員会委員長 高橋 進 様

令和8年5月24日執行 鴨川市議会議員一般選挙

候補者氏名 **鴨川 太郎**

記

- 1 契約年月日 令和 8年 5月 10日
- 2 契約の相手方の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - (1) 住所 **鴨川市横渚999番地**
 - (2) 氏名又は名称 **東条石油株式会社**
 - (3) 法人の代表者 **東条 好男**
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
袖ヶ浦 300 か 12-34
- 4 確認申請金額 **53,900 円**

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	53,900 円	53,900 円
燃料代計 (a) + (b)	53,900 円	53,900 円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

選挙運動用自動車燃料代確認書

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第1項第2号イの規定により下記の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和 8年 5月 17日

鴨川市選挙管理委員会委員長 高橋 進 印

記

- 1 令和8年5月24日執行 鴨川市議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 **鴨川 太郎**
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
袖ヶ浦300 か 12-34
- 4 確認金額 **53,900 円**

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、市に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 8年 5月 25日

令和8年5月 24 日執行 鴨川市議会議員一般選挙

候補者氏名 鴨川 太郎 印

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	一般乗用旅客自動車運送 1 事業者との運送契約による 場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の住所及び氏名 又は名称並びに法人にあつては その代表者の氏名	鴨川市横渚 1111 番地 (有) 鴨川レンタカー (代) 海野 浜一		
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
袖ヶ浦 300 か 12-34	令和8年5月17日	16,100 円	
袖ヶ浦 300 か 12-34	令和8年5月18日	16,100 円	
袖ヶ浦 300 か 12-34	令和8年5月19日	16,100 円	
袖ヶ浦 300 か 12-34	令和8年5月20日	16,100 円	
袖ヶ浦 300 か 12-34	令和8年5月21日	16,100 円	
袖ヶ浦 300 か 12-34	令和8年5月22日	16,100 円	
袖ヶ浦 300 か 12-34	令和8年5月23日	16,100 円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 公費負担条例第4条(1)参照
(2) (1)以外の場合 公費負担条例第4条(2)ア参照
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一つの契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、市に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和 8 年 5 月 25 日

令和8年5月 24 日執行 鴨川市議会議員一般選挙

候補者氏名 鴨川 太郎 印

記

燃料供給業者の住所及び氏名 又は名称並びに法人にあつて はその代表者の氏名		鴨川市横渚 999 番地 東条石油株式会社 代表取締役 東条好男		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙 運動用自動車の自動車 登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
令和8年5月 17 日	袖ヶ浦 300 か 12-34	44.0 ℓ	7,700 円	
令和8年5月 18 日	袖ヶ浦 300 か 12-34	44.0 ℓ	7,700 円	
令和8年5月 19 日	袖ヶ浦 300 か 12-34	44.0 ℓ	7,700 円	
令和8年5月 20 日	袖ヶ浦 300 か 12-34	44.0 ℓ	7,700 円	
令和8年5月 21 日	袖ヶ浦 300 か 12-34	44.0 ℓ	7,700 円	
令和8年5月 22 日	袖ヶ浦 300 か 12-34	44.0 ℓ	7,700 円	
令和8年5月 23 日	袖ヶ浦 300 か 12-34	44.0 ℓ	7,700 円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和 45 年運輸省令第7号)第 13 条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 8年 5月 25日

令和 8年 5月 24 日執行 鴨川市議会議員一般選挙

候補者氏名 鴨川 太郎 印

記

運転手の住所及び氏名	鴨川市横渚 1000 番地 只野 太郎	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
令和 8年 5月 17日	12,500 円	
令和 8年 5月 18日	12,500 円	
令和 8年 5月 19日	12,500 円	
令和 8年 5月 20日	12,500 円	
令和 8年 5月 21日	12,500 円	
令和 8年 5月 22日	12,500 円	
令和 8年 5月 23日	12,500 円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、市に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、公費負担条例第 4 条(2)ウを参照してください。
- 6 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、市に支払を請求することはできません。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、下記のとおり請求いたします。

令和 8 年 5 月 25 日

鴨川市長 様

住所及び氏名又は名称並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

鴨川市横渚 999 番地
有限会社鴨川レンタカー
代表取締役 海野浜一 印

記

- 請求金額 112,700 円
- 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 令和 8 年 5 月 24 日執行 鴨川市議会議員一般選挙
- 候補者の氏名 鴨川 太郎
- 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	嶺岡銀行	本・支店名	鴨川支店
金融機関コード	0456	支店コード	123
預金種別	普通	口座番号	7890123
ふりがな	ゆ)かもがわれんたカー		
口座名	有限会社鴨川レンタカー		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請 求 内 訳 書 (自動車の借入れ)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
令和8年5月 17 日	円 台 円 (16,100)×(1)=16,100	円 台 円 (16,100)×(1)=16,100	16,100 円	
令和8年5月 18 日	(16,100)×(1)=16,100	(16,100)×(1)=16,100	16,100 円	
令和8年5月 19 日	(16,100)×(1)=16,100	(16,100)×(1)=16,100	16,100 円	
令和8年5月 20 日	(16,100)×(1)=16,100	(16,100)×(1)=16,100	16,100 円	
令和8年5月 21 日	(16,100)×(1)=16,100	(16,100)×(1)=16,100	16,100 円	
令和8年5月 22 日	(16,100)×(1)=16,100	(16,100)×(1)=16,100	16,100 円	
令和4年5月 23 日	(16,100)×(1)=16,100	(16,100)×(1)=16,100	16,100 円	
計			112,700 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、下記のとおり請求いたします。

令和 8 年 5 月 25 日

鴨川市長 様

住所及び氏名又は名称並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

鴨川市横渚 999 番地
東条石油 株式会社
代表取締役 東条好男 印

記

- 請求金額 53,900 円
- 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 令和 8 年 5 月 24 日執行 鴨川市議会議員一般選挙
- 候補者の氏名 鴨川 太郎
- 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	安房銀行	本・支店名	鴨川支店
金融機関コード	0123	支店コード	456
預金種別	普通	口座番号	52345678
ふりがな	とうじょうせきゆ (か		
口座名	東条石油 (株)		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請 求 内 訳 書 (燃料代)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

販売年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号	販 売 金 額 (ア)	基 準 限 度 (イ)	請求金額	備 考
令和8年5月 17 日	袖ヶ浦 300 か 12-34	円 0 円 (175)×(44.0)=7,700	/	/	
令和8年5月 18 日	袖ヶ浦 300 か 12-34	(175)×(44.0)=7,700			
令和8年5月 19 日	袖ヶ浦 300 か 12-34	(175)×(44.0)=7,700			
令和8年5月 20 日	袖ヶ浦 300 か 12-34	(175)×(44.0)=7,700			
令和8年5月 21 日	袖ヶ浦 300 か 12-34	(175)×(44.0)=7,700			
令和8年5月 22 日	袖ヶ浦 300 か 12-34	(175)×(44.0)=7,700			
令和8年5月 23 日	袖ヶ浦 300 か 12-34	(175)×(44.0)=7,700			
計		53,900 円	53,900 円	53,900 円	

備考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、下記のとおり請求いたします。

令和 8 年 5 月 25 日

鴨川市長 様

住所及び氏名又は名称並びに法人 鴨川市横渚 1000 番地
にあってはその代表者の氏名 只野太郎 印

記

- 請求金額 53,900 円
- 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 令和 8 年 5 月 24 日執行 鴨川市議会議員一般選挙
- 候補者の氏名 鴨川 太郎
- 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	安房銀行	本・支店名	鴨川支店
金融機関コード	0123	支店コード	456
預金種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	ただの たろう		
口座名	只野 太郎		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請 求 内 訳 書 (運転手)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

雇用年月日	報 酬 (ア)	基準限度額(イ)	請 求 金 額	備 考
令和8年5月 17 日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和8年5月 18 日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和8年5月 19 日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和8年5月 20 日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和8年5月 21 日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和8年5月 22 日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和8年5月 23 日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
計			87,500 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

令和8年 5月 17日

鴨川市選挙管理委員会委員長 高橋 進 様

令和8年5月24日執行 鴨川市議会議員一般選挙

候補者氏名 鴨川 太郎

記

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 又は名称並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年5月10日	鴨川市東町777番地 東条印刷(株) (代東条一郎)	200 枚	420,000 円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ポスター作成枚数につき、鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和8年 5月 17日

鴨川市選挙管理委員会委員長 高橋 進 様

令和8年5月24日執行 鴨川市議会議員一般選挙

候補者氏名 鴨川 太郎

記

- 1 契約年月日 令和8年 5月 10日
- 2 契約の相手方の住所及び氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 住所 鴨川市東町777番地
 - (2) 氏名又は名称 東条印刷株式会社
 - (3) 法人の代表者 東条 一郎
- 3 確認申請枚数 186 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (b)	200 枚	186 枚
枚 数 計 (a)+(b)	200 枚	186 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により下記のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和8年 5月 17日

鴨川市選挙管理委員会委員長 高橋 進 印

記

- 1 令和8年5月24日執行 鴨川市議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 **鴨川 太郎**
- 3 確認枚数 **186 枚**

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、市に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和 8 年 5 月 17 日

令和 8 年 5 月 24 日執行 鴨川市議会議員一般選挙

候補者氏名 **鴨川 太郎 印**

記

ポスター作成業者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名	鴨川市東町777番地 東条印刷(株) (代)東条一郎
作成枚数	200 枚
作成金額	420,000 円
ポスター掲示場数	186 箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、市に支払を請求することができません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 当該選挙区のポスター掲示場数に相当する数
 - 限度額 公費負担条例第 11 条参照

請 求 書

(ポスターの作成)

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、下記のとおり請求いたします。

令和 8 年 5 月 25 日

鴨川市長 様

住所及び氏名又は名称並びに法人 鴨川市東町777番地
にあつてはその代表者の氏名 東条印刷株式会社
代表取締役 東条一郎 印

記

- 請求金額 390,600 円
- 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 令和 8 年 5 月 24 日執行 鴨川市議会議員一般選挙
- 候補者の氏名 鴨川 太郎
- 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	安房銀行	本・支店名	鴨川支店
金融機関コード	0123	支店コード	456
預金種別	普通預金	口座番号	9576543
ふりがな	とうじょういんさつ (か)		
口座名	東条印刷(株)		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。

請求内訳書 (ポスター)

選挙区に おける ポスター 掲示場数	作成金額 (契約金額)			基準限度額			請求金額			備考
	単 価 (A) 円	枚 数 (B) 枚	金 額 (A)×(B)=(C) 円	単 価 (D) 円	枚 数 (E) 枚	金 額 (D)×(E)=(F) 円	単 価 (G) 円	枚 数 (H) 枚	金 額 (G)×(H)=(I) 円	
箇所 186	2,100	200	420,000	2,288	186	425,568	2,100	186	390,600	

備考

- 1 ポスター掲示場数の欄には、ポスター作成証明書のポスター掲示場数欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D)欄には、公費負担条例第8条により算出した額を記載してください。
- 3 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 (G)欄には、(A)と(D)とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 (H)欄には、(B)と(E)とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(3) 選挙運動用ビラの作成

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 8年 5月 17日

鴨川市選挙管理委員会委員長 高橋 進 様

令和8年5月24日執行 鴨川市議会議員一般選挙

候補者氏名 鴨川 太郎

記

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 又は名称所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年5月10日	鴨川市東町777番地 東条印刷(株) (代)東条一郎	4,000 枚	28,000 円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 作成することができるビラは、2種類以内です。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ビラ作成枚数につき、鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 8年 5月 17日

鴨川市選挙管理委員会委員長 高橋 進 様

令和8年5月24日執行 鴨川市議会議員一般選挙

候補者氏名 鴨川 太郎

記

- 1 契約年月日 令和 8年 5月 10日
- 2 契約の相手方の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - (1) 住所 鴨川市東町777番地
 - (2) 氏名又は名称 東条印刷株式会社
 - (3) 法人の代表者 東条 一郎
- 3 確認申請枚数 4,000 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (b)	4,000 枚	4,000 枚
枚 数 計 (a)+(b)	4,000 枚	4,000 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

第8号様式(第3条関係)

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により下記のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 8年 5月 17日

鴨川市選挙管理委員会委員長 高橋 進 印

記

- 1 令和8年5月24日執行 鴨川市議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 鴨川 太郎
- 3 確認枚数 4,000 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、市に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和 8 年 5 月 25 日

令和 8 年 5 月 24 日執行 鴨川市議会議員一般選挙

候補者氏名 **鴨川 太郎 印**

記

ビラ作成業者の住所及び氏名 又は名称並びに法人にあって はその代表者の氏名	鴨川市東町777番地 東条印刷(株) (代)東条一郎
作 成 枚 数	4,000 枚
作 成 金 額	28,000 円

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、市に支払を請求することができません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 4,000 枚
 - 限度額 $8 \text{ 円 } 38 \text{ 銭 (単価)} \times \text{確認された枚数} = \text{限度額}$

第 16 号様式(第 6 条関係)

請 求 書

(ビラの作成)

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、下記のとおり請求いたします。

令和 8 年 5 月 25 日

鴨川市長 様

住所及び氏名又は名称並びに法人 鴨川市東町777番地
にあつてはその代表者の氏名 東条印刷株式会社
代表取締役 東条一郎 印

記

- 1 請求金額 28,000 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和 8 年 5 月 24 日執行 鴨川市議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 鴨川 太郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	安房銀行	本・支店名	鴨川支店
金融機関コード	0123	支店コード	456
預金種別	普通預金	口座番号	9576543
ふりがな	とうじょういんさつ (か)		
口座名	東条印刷(株)		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。

請求内訳書 (ピラ)

作成金額 (契約金額)			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円		枚	円	円	枚	円	
7	4,000	28,000	8円38銭	4,000	33,520	7	4,000	28,000	

備考

- 1 (D)欄には、7円51銭と記載してください。
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)と(D)とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)と(E)とを比較して少ない方の枚数を記載してください。